公 告 第 Ｈ ２ 号
令和７年１月９日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第３３７会計隊長　藤田　亮

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

１　競争入札に付する事項

(1)　競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件　名	規　格	再生可能エネルギー比率	入札日時
ア　令和７年度業務用高圧電力	仕様書のとおり	１００％	令和７年２月１２日（水）０９００
		６０％以上	令和７年２月１２日（水）０９１０
		３０％以上	令和７年２月１２日（水）０９２０
		０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）	令和７年２月１２日（水）０９３０
イ　令和７年度訓練場使用電力		１００％	令和７年２月１２日（水）０９４０
		６０％以上	令和７年２月１２日（水）０９５０
		３０％以上	令和７年２月１２日（水）１０００
		０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）	令和７年２月１２日（水）１０１０
ウ　令和７年度演習場使用電力		１００％	令和７年２月１２日（水）１０２０
		６０％以上	令和７年２月１２日（水）１０３０
		３０％以上	令和７年２月１２日（水）１０４０
		０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）	令和７年２月１２日（水）１０５０
エ　令和７年度射撃場電灯使用電力		１００％	令和７年２月１２日（水）１１００
		６０％以上	令和７年２月１２日（水）１１１０
		３０％以上	令和７年２月１２日（水）１１２０
		０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）	令和７年２月１２日（水）１１３０
オ　令和７年度射撃場動力使用電力		１００％	令和７年２月１２日（水）１３００
		６０％以上	令和７年２月１２日（水）１３１０
		３０％以上	令和７年２月１２日（水）１３２０
		０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）	令和７年２月１２日（水）１３３０

(2)　履行場所

ア　陸上自衛隊久居駐屯地　　三重県津市久居新町９７５
イ　陸上自衛隊久居駐屯地訓練場　三重県津市久居新町９３０番地
ウ　陸上自衛隊久居演習場　　三重県津市戸木町３９０３－２番地
エ　陸上自衛隊久居射撃場　　三重県津市一志町小山
オ　陸上自衛隊久居射撃場　　三重県津市一志町小山

(3)　履行期間

令和７年４月１日（火）００：００ ～ 令和８年３月31 日（火）２４：００

(4)　入札場所

陸上自衛隊久居駐屯地　第337会計隊入札室（９号隊舎１階中央西側）

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者。
(3)　令和４・５・６年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、東海・北陸または近畿地域の競争参加資格を有する者

（入札時においては令和７・８・９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中であり引き続き資格申請が認められる見込みのある者)。
ア　令和７年度業務用高圧電力は「C」等級以上の格付けを受けた者
イ　その他は「D」等級以上の格付けを受けた者
(4)　電気事業法第２条の２の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
(5)　予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
(6)　都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
(7)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(8)　入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
(9)　防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(10)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(11)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
(12)　**入札に参加する者は、１（１）ア～オのそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。この際、０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）の入札に参加する場合においても、再生可能エネルギー比率（％）を０と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。**

3　**適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等**
(1)　**入札参加希望者の書類提出**
入札参加希望者は、２（５）及び２（１２）に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書（様式別途配布）を提出すること。
(2)　**提出方法**
持参又は郵送（ＦＡＸ不可）
(3)　**提出期限**
令和７年１月 24 日（金）17 時 00 分

4　本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定
入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、令和７年１月２９日（水）までに書面（ＦＡＸ含む）により入札参加希望者に回答する。
(1)　２（１）から（１２）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率１００％にて応札をできる者がいる場合は「仕様書Ａ（再生可能エネルギー比率１００％)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
(2)　第１号の要件を満たせない場合において、２（１）から（１２）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率６０％以上で応札できる者がいる場合は「仕様書Ｂ（再生可能エネルギー比率６０％以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
(3)　第２号の要件を満たせない場合において、２（１）から（１２）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率３０％以上で応札できる者がいる場合は「仕様書Ｃ（再生可能エネルギー比率３０％以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
(4)　第３号の要件を満たせない場合において、２（１）から（１２）までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書Ｄ（再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

5　契約条項を示す場所等
(1)　入札関係書類は、第３３７会計隊において令和７年１月９日（木）から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりメール等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く０８：１５～１７：００）
(2)　入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（ＦＡＸ可）

6　入札説明会及び競争入札実施要領等
(1)　入札説明会
一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。
(2)　入札実施要領
ア　１（１）（再生可能エネルギー比率１００％）の入札で応札をできる者がいる場合
再生可能エネルギー比率１００％の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備のこと。

イ　再生可能エネルギー比率１００％の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは再生可能エネルギー比率１００％の入札で応札をできる者がなかった場合
　再生可能エネルギー比率６０％以上の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備のこと。
ウ　再生可能エネルギー比率６０％以上の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは再生可能エネルギー比率６０％以上の入札で応札をできる者がなかった場合
　再生可能エネルギー比率３０％以上の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備のこと。
エ　再生可能エネルギー比率３０％以上の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは再生可能エネルギー比率３０％以上の入札で応札をできる者がなかった場合
　０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備のこと。
オ　入札において、再生可能エネルギー比率１００％の入札案件が落札に至った場合、再生可能エネルギー比率６０％以上、再生可能エネルギー比率３０％以上、０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）の入札は全て実施しない。
カ　入札において、再生可能エネルギー比率６０％以上の入札案件が落札に至った場合、再生可能エネルギー比率３０％以上、０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）の入札は全て実施しない。
キ　入札において、再生可能エネルギー比率３０％以上の入札案件が落札に至った場合、０％（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）の入札は実施しない。

7　保証金等に関する事項
(1)　入札保証金　：　免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
(2)　契約保証金　：　免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

8　入札方法及び落札の決定
(1)　落札決定方式
　予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
(2)　入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
(3)　入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
(4)　予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
(5)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

9　入札の無効
(1)　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
(2)　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
　※　押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者氏名及び連絡先を記入
(3)　その他入札に関する条件に違反した入札

10　契約書の作成
(1)　全　般
　落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。
(2)　付帯する特約条項
　ア　談合等の不正行為に関する特約条項
　イ　暴力団排除に関する特約条項
　ウ　単価契約に関する特約条項

11　その他
(1)　郵便入札は、令和７年２月 10 日（月）17 時 00 分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
(2)　電報・電話・ＦＡＸ・メール等による入札は認めない。
(3)　代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（ＦＡＸ不可）

(4)　陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第３３７会計隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
(5)　市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。
(6)　６（２）入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはオ～キ項に該当した入札書に関しては、開封することなく返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。
(7)　**入札書に関しては、１（１）ア～オまでの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、１（１）ア～オまでの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。**
(8)　問い合わせ先
ア　入札及び契約に関する事項
〒514-1118 三重県津市久居新町 975
陸上自衛隊久居駐屯地第 337 会計隊契約班（担当：磯田）
TEL 059－255-3133（内線 423）
FAX 059－255-3290
Mail ma337fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
イ　仕様書等に関する事項
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊　管理科営繕班（担当：高橋）
TEL 059－255-3133（内線 323）
11　公告掲示場所
(1)　陸上自衛隊久居駐屯地第 337 会計隊
(2)　陸上自衛隊豊川駐屯地第 308 会計隊
(3)　陸上自衛隊守山駐屯地第 408 会計隊
(4)　陸上自衛隊航空学校総務部会計課
(5)　陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ
中部方面会計隊　https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/

表紙含む全１３枚

令和７年度業務用高圧電力

名　称	令和７年度業務用高圧電力				
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	担　当
久居駐屯地業務隊管理科営繕班					

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所

三重県津市久居新町９７５（陸上自衛隊久居駐屯地）

(2)　業務及び用途

官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア　供給電気方式　　交流３相３線式
イ　標準電圧　　６，６００Ｖ
ウ　計量電圧　　１００Ｖ
エ　標準周波数　　６０Ｈｚ
オ　非常用自家発電設備　　あり（系統連系なし）
カ　蓄熱槽　　なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア　契約電力　　９００Ｋｗ
※契約上使用できる電気の最大電力をいい、３０分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

イ　予定使用電力量　　３，４９０，０００Ｋｗｈ
※月別予定電力使用量は別紙第１のとおりとする。
※月別予定電力量は別紙第２のとおりとする。
※最大負荷日のロードカーブは別紙第３のとおりとする。

(3)　使用期間

自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針

自動検針有り。

(5)　需給地点

構内引込第１柱地絡継電装置付高圧気中開閉器の電源接続点

(6)　電気工作物の財産分界点

上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点

上記(5)の需給地点に同じ。

(8)　力率

自動力率保持装置の設置により平均力率９９％を確保

(9)　その他

ア　燃料調整費、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

イ　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率１００％とすること。

ウ　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第４で示す書面で半期ごとに提出をすること。

エ　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第５に掲げる条件を満たすこと。

別紙第１

久居駐屯地

令和７年度月別予定電力使用量（ＫＷＨ）

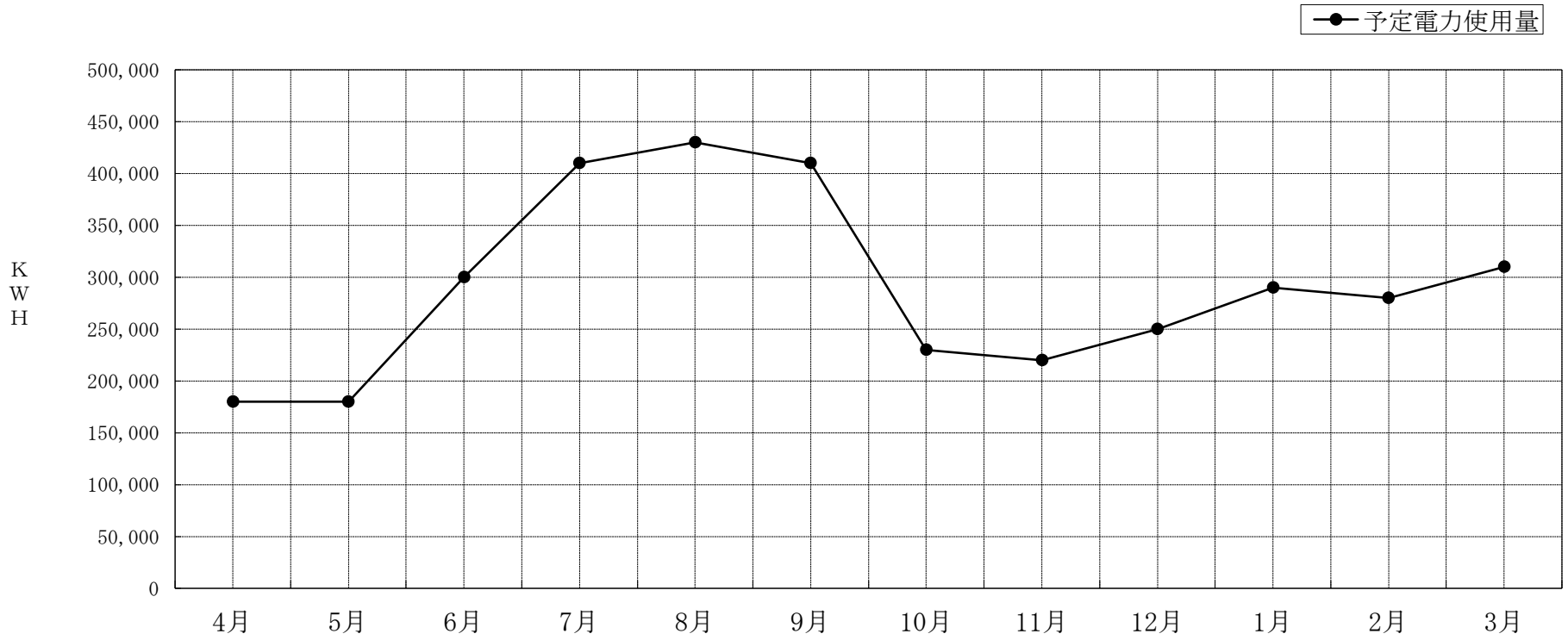

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
予定電力使用量	180,000	180,000	300,000	410,000	430,000	410,000	230,000	220,000	250,000	290,000	280,000	310,000	3,490,000
力率　（%）	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	

夏季使用電力量	1,250,000	その他の季使用電力量	2,240,000

別紙第２

久居駐屯地

令和７年度月別予定最大電力（ＫＷ）

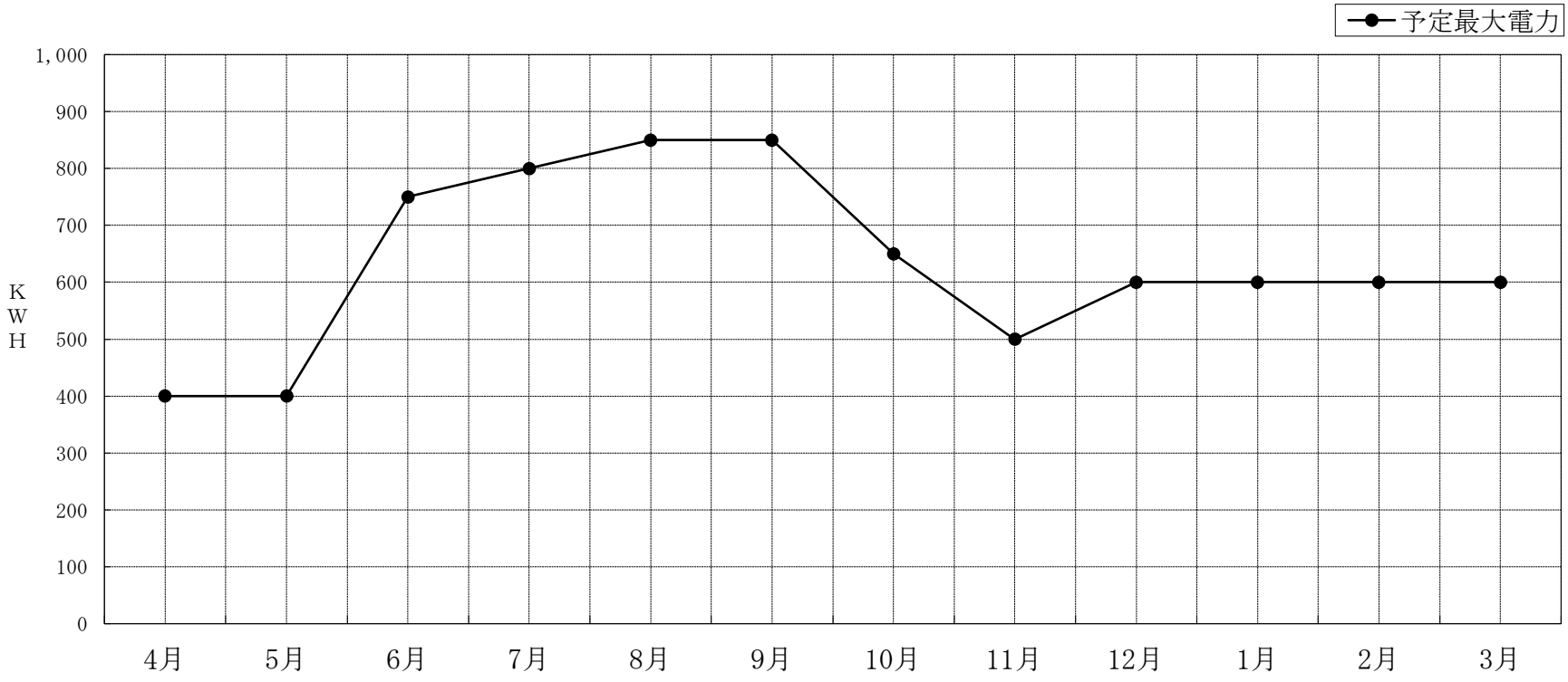

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予定最大電力	400	400	750	800	850	850	650	500	600	600	600	600

別紙第３

久居駐屯地

最大負荷日のロードカーブ（ＫＷ）

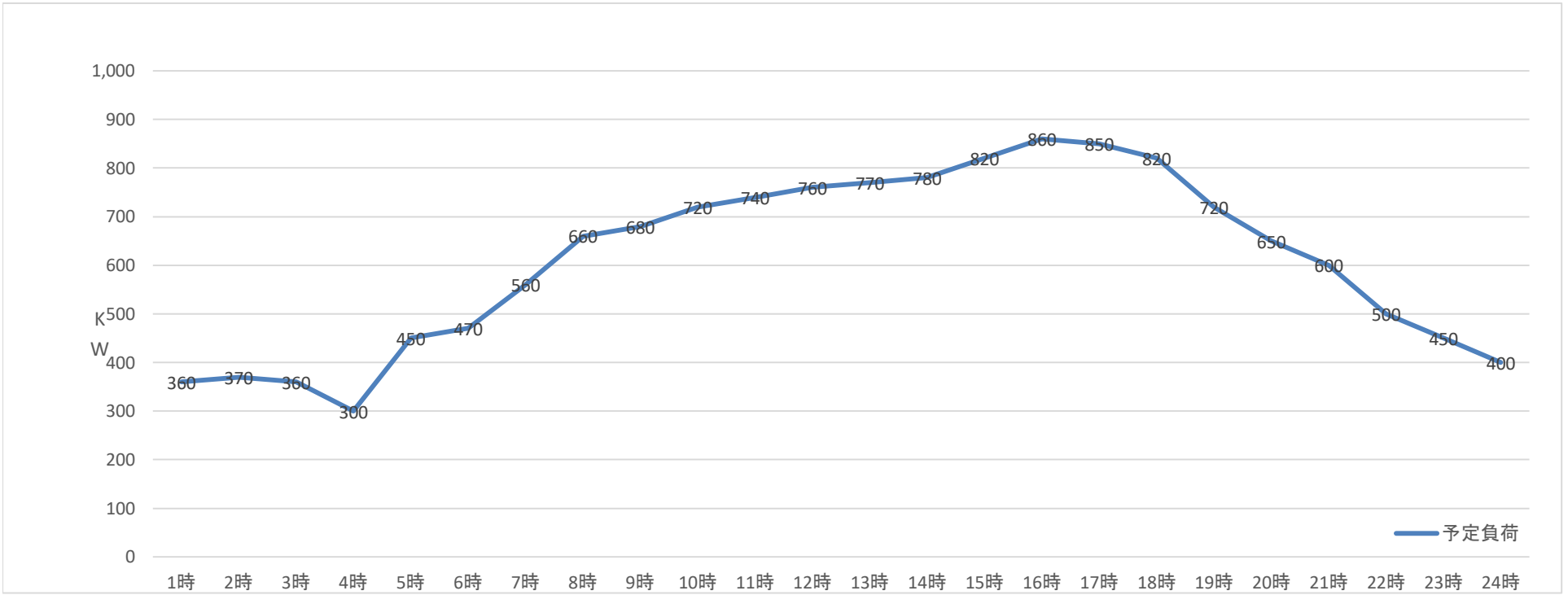

時　間	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
負荷電力	360	370	360	300	450	470	560	660	680	720	740	760	770	780	820	860	850	820	720	650	600	500	450	400

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　証　明　書

●●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇ｋＷ

２　供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

２　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（ｋＷｈ）			

総計（ｋＷｈ）

別紙第５

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１　条　件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和５年度の未利用エネルギー活用状況、③令和５年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　素	区　分	得点
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上　0.400 未満	７０
	0.400 以上　0.425 未満	６５
	0.425 以上　0.450 未満	６０
	0.450 以上　0.475 未満	５５
	0.475 以上　0.500 未満	５０
	0.500 以上　0.525 未満	４５
	0.525 以上　0.550 未満	４０
	0.550 以上　0.575 未満	３５
	0.575 以上　0.600 未満	３０
	0.600 以上	０
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超　0.675％未満	５
	活用していない	０
③ 令和５年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00％以上	２０
	5.00％以上　10.00％未満	１５
	2.50％以上　5.00％未満	１０
	0％超　2.50％未満	５
	活用していない	０
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3　契約期間内における努力等

(1)　契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2)　１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属　表

各用語の定義

用　語	定　　義
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和５年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式） $$\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$ １　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①　　工場等の廃熱又は排圧 ②　　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当す

② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	るものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３　令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４　令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $\text{令和５年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ①　令和５年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ②　令和５年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③　グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④　Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦　令和５年度の供給電力量（需要端(kWh)） １　再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	２　令和５年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３　令和５年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
① 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※　この表の定義は、別紙第５及び属紙「適合証明書」にのみ適用する。

１３」
属　紙

適　合　証　明　書

令和○○年○月○日

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第３３７会計隊長　藤　田　亮　殿

住　　所　　○○県○○市○○
商号又は名称　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○　印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和５年度の状況

	項　目	自社の基準値	点　数
①	令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和５年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和５年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組		

①　～　④　の　合　計　点　数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していないものは、事業開始日および開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第５により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日および開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市久居新町９７５（陸上自衛隊久居駐屯地）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア	供給電気方式	交流３相３線式
イ	標準電圧	６，６００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	あり（系統連系なし）
カ	蓄熱槽	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア　契約電力　９００Ｋｗ
※契約上使用できる電気の最大電力をいい、３０分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

イ　予定使用電力量　３，４９０，０００Ｋｗｈ
※月別予定電力使用量は別紙第１のとおりとする。
※月別予定電力量は別紙第２のとおりとする。
※最大負荷日のロードカーブは別紙第３のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針有り。

(5)　需給地点
構内引込第１柱地絡継電装置付高圧気中開閉器の電源接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(8)　力率
自動力率保持装置の設置により平均力率９９％を確保

(9)　その他

ア　燃料調整費、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

イ　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率６０％とすること。

ウ　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第４で示す書面で半期ごとに提出をすること。

エ　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第５に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市久居新町９７５（陸上自衛隊久居駐屯地）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア	供給電気方式	交流３相３線式
イ	標準電圧	６，６００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	あり（系統連系なし）
カ	蓄熱槽	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア　契約電力　９００Ｋｗ
※契約上使用できる電気の最大電力をいい、３０分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

イ　予定使用電力量　３，４９０，０００Ｋｗｈ
※月別予定電力使用量は別紙第１のとおりとする。
※月別予定電力量は別紙第２のとおりとする。
※最大負荷日のロードカーブは別紙第３のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針有り。

(5)　需給地点
構内引込第１柱地絡継電装置付高圧気中開閉器の電源接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(8)　力率
自動力率保持装置の設置により平均力率９９％を確保

(9)　その他

ア　燃料調整費、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

イ　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率３０％とすること。

ウ　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第４で示す書面で半期ごとに提出をすること。

エ　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第５に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市久居新町９７５（陸上自衛隊久居駐屯地）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア	供給電気方式	交流３相３線式
イ	標準電圧	６，６００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	あり（系統連系なし）
カ	蓄熱槽	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア　契約電力　９００Ｋｗ
※契約上使用できる電気の最大電力をいい、３０分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

イ　予定使用電力量　３，４９０，０００Ｋｗｈ
※月別予定電力使用量は別紙第１のとおりとする。
※月別予定電力量は別紙第２のとおりとする。
※最大負荷日のロードカーブは別紙第３のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針有り。

(5)　需給地点
構内引込第１柱地絡継電装置付高圧気中開閉器の電源接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(8)　力率
自動力率保持装置の設置により平均力率９９％を確保

(9)　その他
燃料調整費、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

表紙含む全１０枚

令和７年度訓練場使用電力

名　称	令和７年度訓練場使用電力				
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	担　当
久居駐屯地業務隊管理科営繕班					

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市久居新町９３０番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居訓練場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相２線式
イ	標準電圧	１００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０Ａ
イ	予定使用電力量	１７０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率１００％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力の単位は１アンペアとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

別紙第１

久居訓練場

令和７年度月別予定電力使用量（ＫＷＨ）

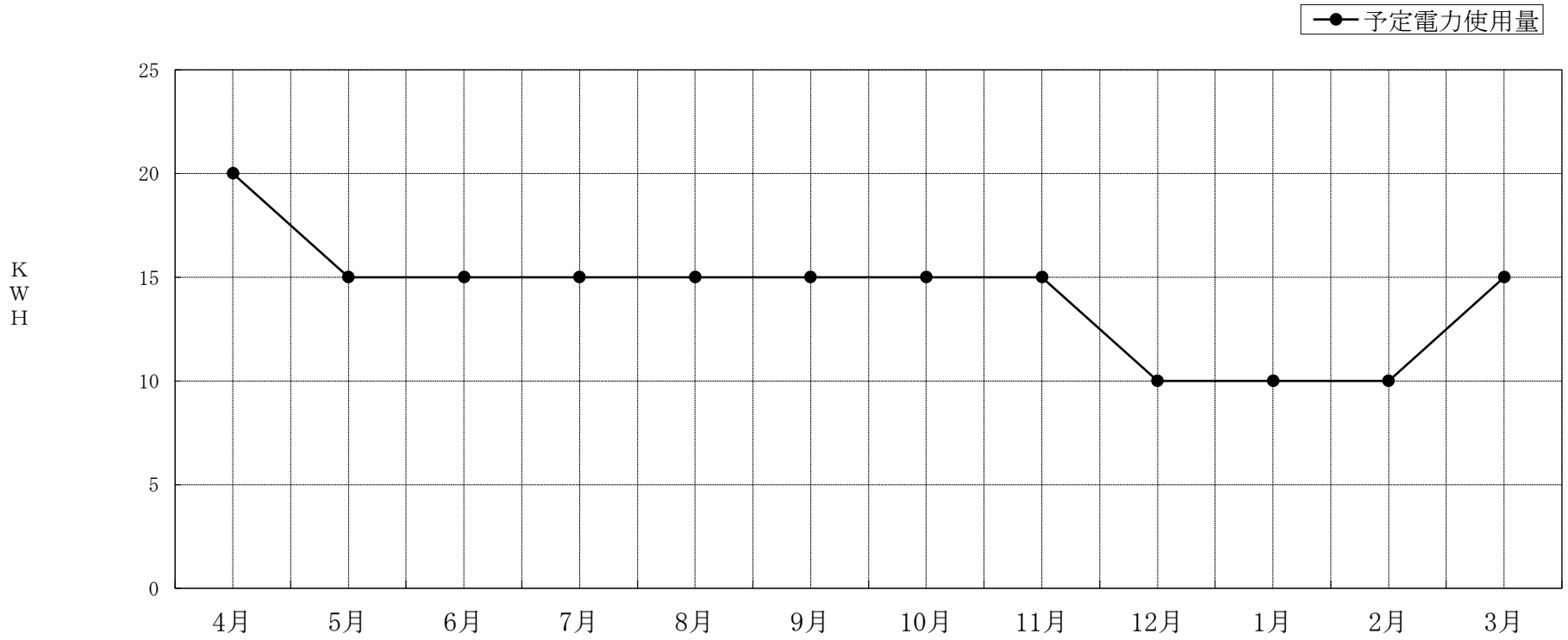

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
予定電力使用量	20	15	15	15	15	15	15	15	10	10	10	15	170

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　証　明　書

●●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇ｋＷ

２　供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

２　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（ｋＷｈ）			

総計（ｋＷｈ）

別紙第３

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１　条　件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和５年度の未利用エネルギー活用状況、③令和５年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　素	区　分	得点
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上　0.400 未満	７０
	0.400 以上　0.425 未満	６５
	0.425 以上　0.450 未満	６０
	0.450 以上　0.475 未満	５５
	0.475 以上　0.500 未満	５０
	0.500 以上　0.525 未満	４５
	0.525 以上　0.550 未満	４０
	0.550 以上　0.575 未満	３５
	0.575 以上　0.600 未満	３０
	0.600 以上	０
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超　0.675％未満	５
	活用していない	０
③ 令和５年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00％以上	２０
	5.00％以上　10.00％未満	１５
	2.50％以上　5.00％未満	１０
	0％超　2.50％未満	５
	活用していない	０
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3　契約期間内における努力等

(1)　契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2)　１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属　表

各用語の定義

用　語	定　　義
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和５年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式） $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①　　工場等の廃熱又は排圧 ②　　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当す

② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	るものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３　令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４　令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $\text{令和５年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ①　令和５年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ②　令和５年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③　グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④　Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦　令和５年度の供給電力量（需要端(kWh)） １　再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	２　令和５年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３　令和５年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
① 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※　この表の定義は、別紙第３及び属紙「適合証明書」にのみ適用する。

１０」
属　紙

適　合　証　明　書

令和○○年○月○日

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第３３７会計隊長　藤　田　亮　殿

住　　所　　○○県○○市○○
商号又は名称　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○　印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和５年度の状況

	項　目	自社の基準値	点　数
①	令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和５年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和５年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組		

①　～　④　の　合　計　点　数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していないものは、事業開始日および開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第５により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日および開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市久居新町９３０番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居訓練場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相２線式
イ	標準電圧	１００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０Ａ
イ	予定使用電力量	１７０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率６０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力の単位は１アンペアとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市久居新町９３０番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居訓練場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相２線式
イ	標準電圧	１００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０Ａ
イ	予定使用電力量	１７０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率３０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力の単位は１アンペアとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市久居新町９３０番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居訓練場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相２線式
イ	標準電圧	１００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０Ａ
イ	予定使用電力量	１７０Ｋｗｈ

※別紙「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１アンペアとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

表紙含む全１０枚

令和７年度演習場使用電力

名　称	令和７年度演習場使用電力				
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	担　当
久居駐屯地業務隊管理科営繕班					

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市戸木町３９０３－２番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居演習場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	１０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	６，５５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率１００％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

別紙第１

久居演習場

令和７年度月別予定電力使用量（ＫＷＨ）

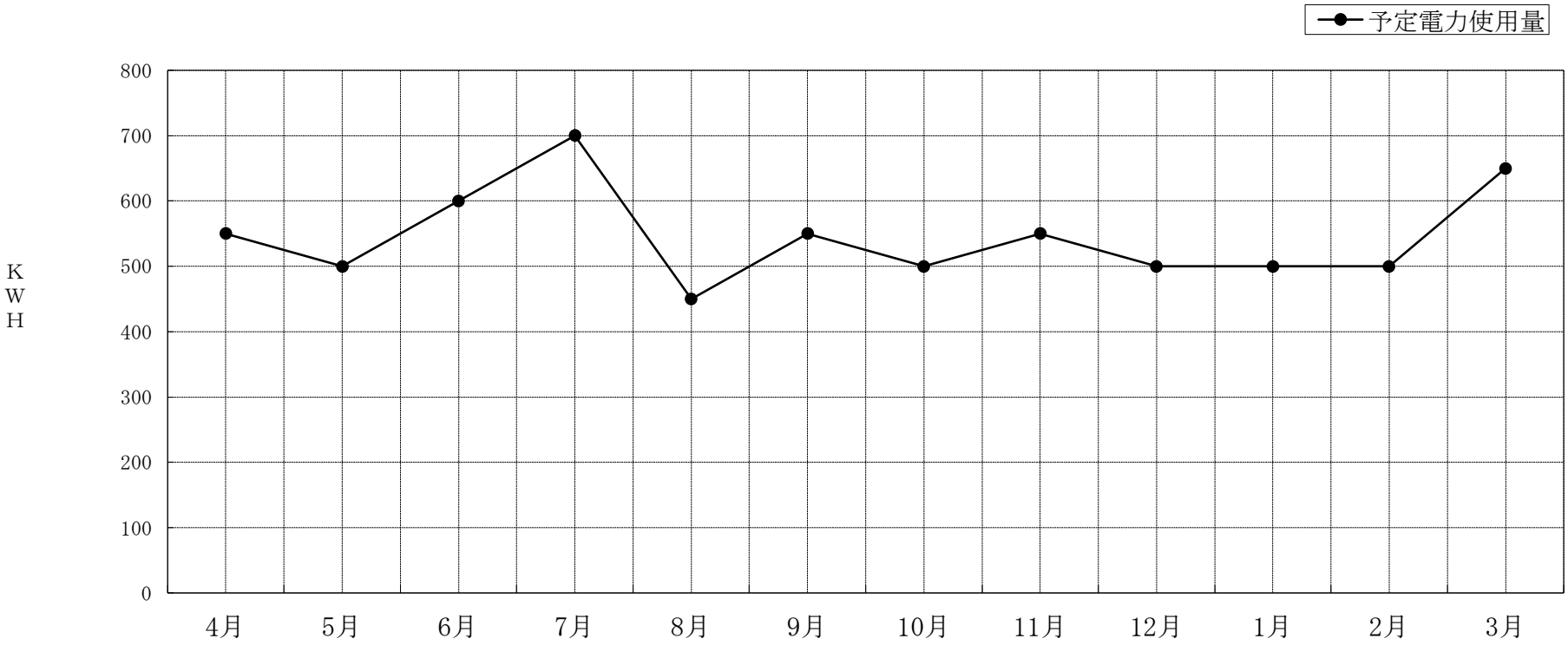

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
予定電力使用量	550	500	600	700	450	550	500	550	500	500	500	650	6,550

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　証　明　書

●●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇ｋＷ

２　供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

２　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（ｋＷｈ）			

総計（ｋＷｈ）

別紙第３

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１　条　件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和５年度の未利用エネルギー活用状況、③令和５年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　素	区　分	得点
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上　0.400 未満	７０
	0.400 以上　0.425 未満	６５
	0.425 以上　0.450 未満	６０
	0.450 以上　0.475 未満	５５
	0.475 以上　0.500 未満	５０
	0.500 以上　0.525 未満	４５
	0.525 以上　0.550 未満	４０
	0.550 以上　0.575 未満	３５
	0.575 以上　0.600 未満	３０
	0.600 以上	０
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超　0.675％未満	５
	活用していない	０
③ 令和５年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00％以上	２０
	5.00％以上　10.00％未満	１５
	2.50％以上　5.00％未満	１０
	0％超　2.50％未満	５
	活用していない	０
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3　契約期間内における努力等

(1)　契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2)　１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属　表

各用語の定義

用　語	定　　義
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和５年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式） $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①　　工場等の廃熱又は排圧 ②　　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当す

② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	るものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３　令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４　令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $\text{令和５年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ①　令和５年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ②　令和５年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③　グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④　Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦　令和５年度の供給電力量（需要端(kWh)） １　再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	２　令和５年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３　令和５年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
① 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※　この表の定義は、別紙第３及び属紙「適合証明書」にのみ適用する。

１０」
属　紙

適　合　証　明　書

令和○○年○月○日

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第３３７会計隊長　藤　田　亮　殿

住　　所　　○○県○○市○○
商号又は名称　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○　印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和５年度の状況

	項　目	自社の基準値	点　数
①	令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和５年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和５年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組		

①　～　④　の　合　計　点　数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していないものは、事業開始日および開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第３により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日および開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市戸木町３９０３－２番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居演習場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	１０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	６，５５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率６０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。

イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市戸木町３９０３－２番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居演習場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	１０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	６，５５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率３０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市戸木町３９０３－２番地（陸上自衛隊久居駐屯地 久居演習場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	１０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	６，５５０Ｋｗｈ

※別紙「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

表紙含む全１０枚

令和７年度射撃場電灯使用電力

名　称	令和７年度射撃場電灯使用電力				
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	担　当
久居駐屯地業務隊管理科営繕班					

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	２，７５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率１００％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

別紙第１

久居射撃場電灯

令和７年度月別予定電力使用量（ＫＷＨ）

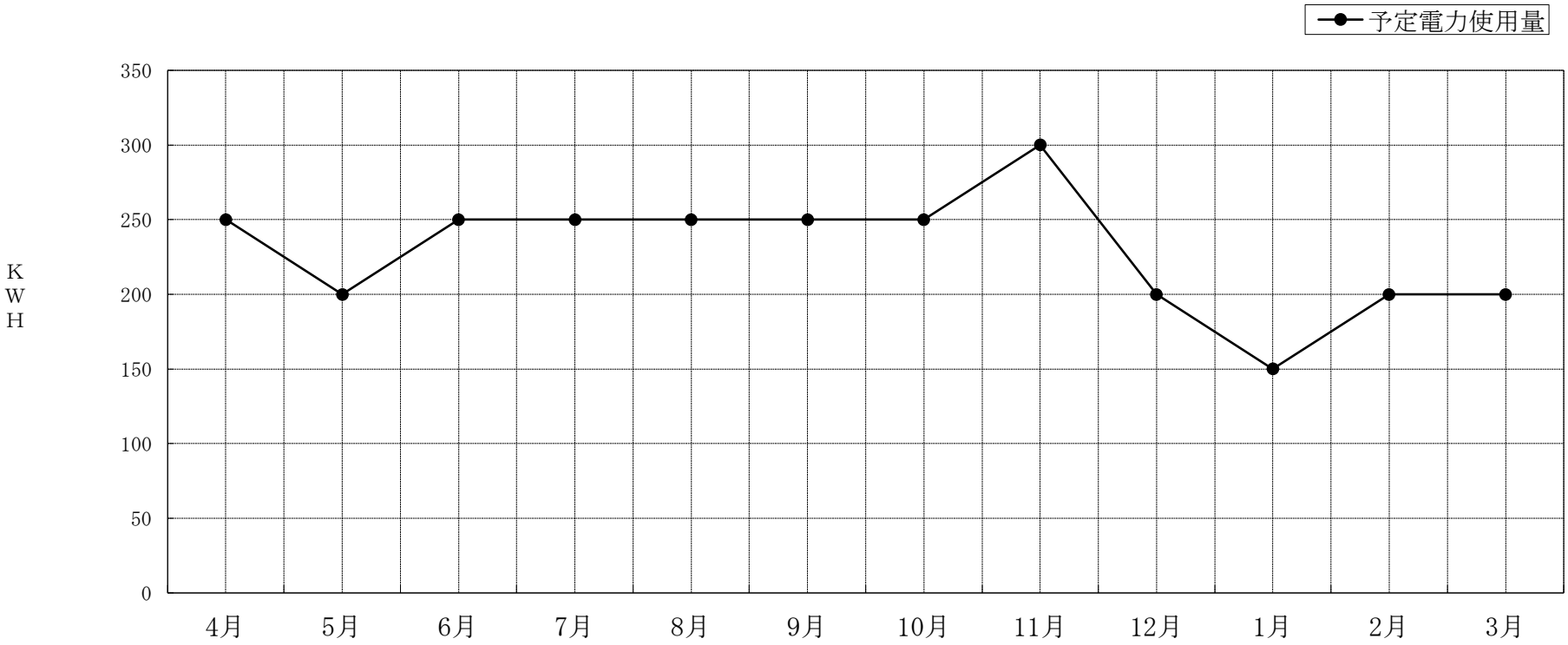

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
予定電力使用量	250	200	250	250	250	250	250	300	200	150	200	200	2,750

別紙第２

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　証　明　書

●●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇ｋＷ

２　供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

２　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（ｋＷｈ）			

総計（ｋＷｈ）

別紙第３

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１　条　件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和５年度の未利用エネルギー活用状況、③令和５年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　素	区　分	得点
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上　0.400 未満	７０
	0.400 以上　0.425 未満	６５
	0.425 以上　0.450 未満	６０
	0.450 以上　0.475 未満	５５
	0.475 以上　0.500 未満	５０
	0.500 以上　0.525 未満	４５
	0.525 以上　0.550 未満	４０
	0.550 以上　0.575 未満	３５
	0.575 以上　0.600 未満	３０
	0.600 以上	０
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超　0.675％未満	５
	活用していない	０
③ 令和５年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00％以上	２０
	5.00％以上　10.00％未満	１５
	2.50％以上　5.00％未満	１０
	0％超　2.50％未満	５
	活用していない	０
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3　契約期間内における努力等

(1)　契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2)　１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属　表

各用語の定義

用　語	定　　義
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和５年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式） $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①　　工場等の廃熱又は排圧 ②　　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当す

② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	るものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３　令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４　令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $\text{令和５年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ①　令和５年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ②　令和５年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③　グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④　Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦　令和５年度の供給電力量（需要端(kWh)） １　再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	２　令和５年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３　令和５年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
① 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※　この表の定義は、別紙第３及び属紙「適合証明書」にのみ適用する。

１０」
属　紙

適　合　証　明　書

令和○○年○月○日

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第３３７会計隊長　藤　田　亮　殿

住　　所　　○○県○○市○○
商号又は名称　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○　印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和５年度の状況

	項　目	自社の基準値	点　数
①	令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和５年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和５年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組		

①　～　④　の　合　計　点　数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していないものは、事業開始日および開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第５により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日および開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	２，７５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率６０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。

イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	２，７５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率３０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。

イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流単相３線式
イ	標準電圧	１００／２００Ｖ
ウ	計量電圧	１００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	２０ＫＶＡ
イ	予定使用電力量	２，７５０Ｋｗｈ

※別紙「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１ＫＶＡとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

表紙含む全１０枚

令和７年度射撃場動力使用電力

名　称	令和７年度射撃場動力使用電力				
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画	担　当
久居駐屯地業務隊管理科営繕班					

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流３相３線式
イ	標準電圧	２００Ｖ
ウ	計量電圧	２００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	５ＫＷ
イ	予定使用電力量	１，４５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率１００％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア　契約電力の単位は１キロワットとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

別紙第１

久居射撃場動力

令和７年度月別予定電力使用量（ＫＷＨ）

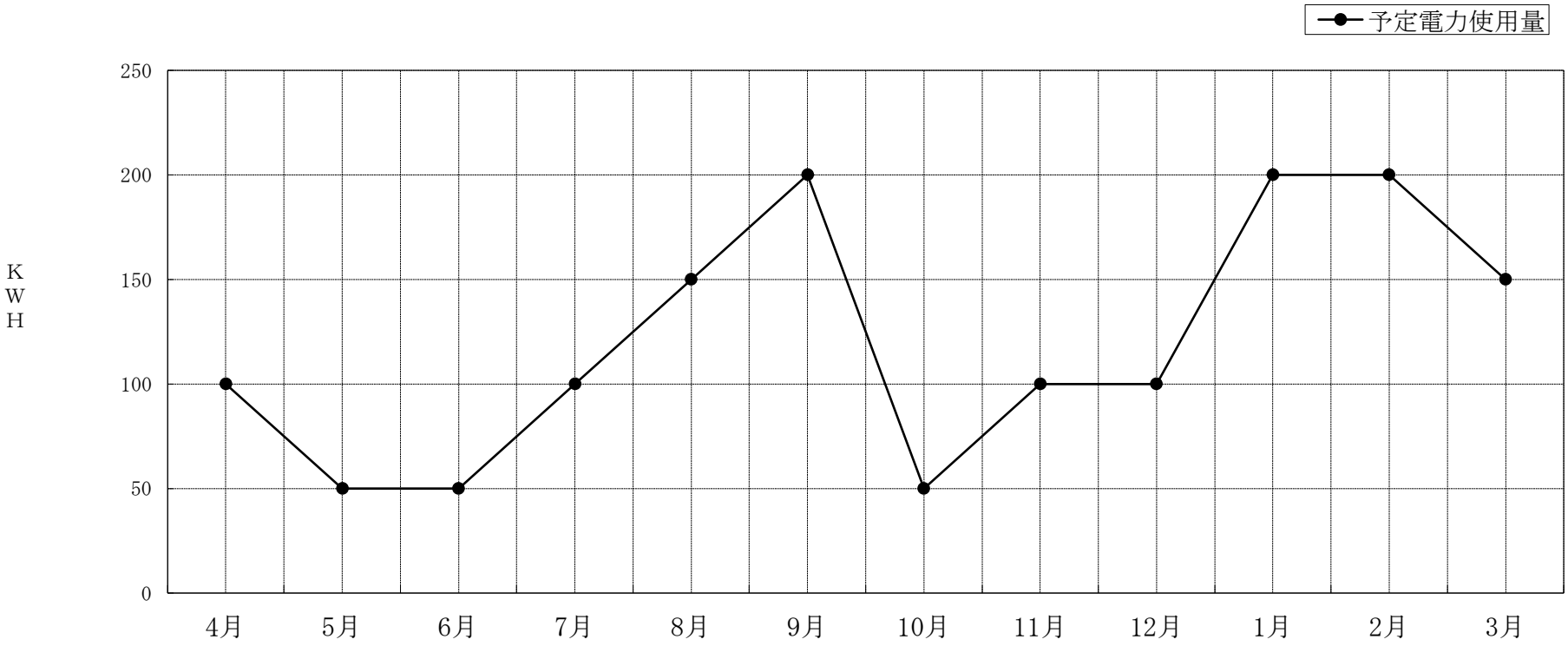

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
予定電力使用量	100	50	50	100	150	200	50	100	100	200	200	150	1,450

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特　定　電　源　割　当　証　明　書

●●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇ｋＷ

２　供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

１　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（ｋＷｈ）	

２　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（ｋＷｈ）			

総計（ｋＷｈ）

別紙第３

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１　条　件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和５年度の未利用エネルギー活用状況、③令和５年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　素	区　分	得点
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上　0.400 未満	７０
	0.400 以上　0.425 未満	６５
	0.425 以上　0.450 未満	６０
	0.450 以上　0.475 未満	５５
	0.475 以上　0.500 未満	５０
	0.500 以上　0.525 未満	４５
	0.525 以上　0.550 未満	４０
	0.550 以上　0.575 未満	３５
	0.575 以上　0.600 未満	３０
	0.600 以上	０
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	0.675％以上	１０
	0％超　0.675％未満	５
	活用していない	０
③ 令和５年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00％以上	２０
	5.00％以上　10.00％未満	１５
	2.50％以上　5.00％未満	１０
	0％超　2.50％未満	５
	活用していない	０
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2　添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3　契約期間内における努力等

(1)　契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が 70 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2)　１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

属　表

各用語の定義

用　語	定　　義
① 令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和５年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和５年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式） $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和５年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①　未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②　未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２　未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①　　工場等の廃熱又は排圧 ②　　廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当す

② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	るものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス ３　令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４　令和５年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $\text{令和５年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ①　令和５年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ②　令和５年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③　グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④　Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤　非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦　令和５年度の供給電力量（需要端(kWh)） １　再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

③ 令和５年度の再生エネルギーの導入状況	２　令和５年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和５年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３　令和５年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
① 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※　この表の定義は、別紙第３及び属紙「適合証明書」にのみ適用する。

１０」
属　紙

適　合　証　明　書

令和○○年○月○日

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第３３７会計隊長　藤　田　亮　殿

住　　所　　○○県○○市○○
商号又は名称　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○　印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和５年度の状況

	項　目	自社の基準値	点　数
①	令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）		
②	令和５年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和５年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組		

①　～　④　の　合　計　点　数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していないものは、事業開始日および開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第５により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日および開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流３相３線式
イ	標準電圧	２００Ｖ
ウ	計量電圧	２００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	５ＫＷ
イ	予定使用電力量	１，４５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率６０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１キロワットとする。

イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流３相３線式
イ	標準電圧	２００Ｖ
ウ	計量電圧	２００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	５ＫＷ
イ	予定使用電力量	１，４５０Ｋｗｈ

※別紙第１「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率３０％とすること。

(3)　乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第２で示す書面で半期ごとに提出をすること。

(4)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１キロワットとする。

イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(5)　二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第３に掲げる条件を満たすこと。

仕　様　書

1　概　要

(1)　需要場所
三重県津市一志町小山（陸上自衛隊久居駐屯地 射撃場）

(2)　業務及び用途
官公署（防衛行政）

2　仕　様

(1)　供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数　等

ア	供給電気方式	交流３相３線式
イ	標準電圧	２００Ｖ
ウ	計量電圧	２００Ｖ
エ	標準周波数	６０Ｈｚ
オ	非常用自家発電設備	なし

(2)　契約電力、予定使用電力量

ア	契約電力	５ＫＷ
イ	予定使用電力量	１，４５０Ｋｗｈ

※別紙「令和７年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3)　使用期間
自：令和７年４月　１日　　０時
至：令和８年３月３１日　２４時

(4)　電力量の検針
自動検針装置なし。

(5)　需給地点
引込柱の接続点

(6)　電気工作物の財産分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

(7)　保安上の責任分界点
上記(5)の需給地点に同じ。

3　その他

(1)　入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(2)　料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１キロワットとする。
イ　使用電力の単位は１キロワット時とする。
ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

入　札　書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度業務用高圧電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：陸上自衛隊久居駐屯地

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×900ｋＷ×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 180,000kWh ＝	円
令和7年5月	× 180,000kWh ＝	円
令和7年6月	× 300,000kWh ＝	円
令和7年7月	× 410,000kWh ＝	円
令和7年8月	× 430,000kWh ＝	円
令和7年9月	× 410,000kWh ＝	円
令和7年10月	× 230,000kWh ＝	円
令和7年11月	× 220,000kWh ＝	円
令和7年12月	× 250,000kWh ＝	円
令和8年1月	× 290,000kWh ＝	円
令和8年2月	× 280,000kWh ＝	円
令和8年3月	× 310,000kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

市場価格調査書

適正な算定に資するため、期日までに市価調査書にご協力お願いします。
市価調査書提出期限：7.2.4（火）1700までにＦＡＸ又はメールにて

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度業務用高圧電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：陸上自衛隊久居駐屯地

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×900ｋＷ×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 180,000kWh ＝	円
令和7年5月	× 180,000kWh ＝	円
令和7年6月	× 300,000kWh ＝	円
令和7年7月	× 410,000kWh ＝	円
令和7年8月	× 430,000kWh ＝	円
令和7年9月	× 410,000kWh ＝	円
令和7年10月	× 230,000kWh ＝	円
令和7年11月	× 220,000kWh ＝	円
令和7年12月	× 250,000kWh ＝	円
令和8年1月	× 290,000kWh ＝	円
令和8年2月	× 280,000kWh ＝	円
令和8年3月	× 310,000kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

入　札　書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度訓練場使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居駐屯地訓練場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×20A×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 20kWh ＝	円
令和7年5月	× 15kWh ＝	円
令和7年6月	× 15kWh ＝	円
令和7年7月	× 15kWh ＝	円
令和7年8月	× 15kWh ＝	円
令和7年9月	× 15kWh ＝	円
令和7年10月	× 15kWh ＝	円
令和7年11月	× 15kWh ＝	円
令和7年12月	× 10kWh ＝	円
令和8年1月	× 10kWh ＝	円
令和8年2月	× 10kWh ＝	円
令和8年3月	× 15kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

市場価格調査

適正な算定に資するため、期日までに市価調査書にご協力お願いします。
市価調査書提出期限：7.2.4（火）1700までにＦＡＸ又はメールにて

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度訓練場使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居駐屯地訓練場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×20A×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 20kWh ＝	円
令和7年5月	× 15kWh ＝	円
令和7年6月	× 15kWh ＝	円
令和7年7月	× 15kWh ＝	円
令和7年8月	× 15kWh ＝	円
令和7年9月	× 15kWh ＝	円
令和7年10月	× 15kWh ＝	円
令和7年11月	× 15kWh ＝	円
令和7年12月	× 10kWh ＝	円
令和8年1月	× 10kWh ＝	円
令和8年2月	× 10kWh ＝	円
令和8年3月	× 15kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

入　札　書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度演習場使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居演習場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×10KVA×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 550kWh ＝	円
令和7年5月	× 500kWh ＝	円
令和7年6月	× 600kWh ＝	円
令和7年7月	× 700kWh ＝	円
令和7年8月	× 450kWh ＝	円
令和7年9月	× 550kWh ＝	円
令和7年10月	× 500kWh ＝	円
令和7年11月	× 550kWh ＝	円
令和7年12月	× 500kWh ＝	円
令和8年1月	× 500kWh ＝	円
令和8年2月	× 500kWh ＝	円
令和8年3月	× 650kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

市場価格調査

適正な算定に資するため、期日までに市価調査書にご協力お願いします。
市価調査書提出期限：7.2.4（火）1700までにＦＡＸ又はメールにて

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度演習場使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居演習場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×10KVA×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 550kWh ＝	円
令和7年5月	× 500kWh ＝	円
令和7年6月	× 600kWh ＝	円
令和7年7月	× 700kWh ＝	円
令和7年8月	× 450kWh ＝	円
令和7年9月	× 550kWh ＝	円
令和7年10月	× 500kWh ＝	円
令和7年11月	× 550kWh ＝	円
令和7年12月	× 500kWh ＝	円
令和8年1月	× 500kWh ＝	円
令和8年2月	× 500kWh ＝	円
令和8年3月	× 650kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

入　札　書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度射撃場電灯使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居射撃場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×20KVA×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 250kWh ＝	円
令和7年5月	× 200kWh ＝	円
令和7年6月	× 250kWh ＝	円
令和7年7月	× 250kWh ＝	円
令和7年8月	× 250kWh ＝	円
令和7年9月	× 250kWh ＝	円
令和7年10月	× 250kWh ＝	円
令和7年11月	× 300kWh ＝	円
令和7年12月	× 200kWh ＝	円
令和8年1月	× 150kWh ＝	円
令和8年2月	× 200kWh ＝	円
令和8年3月	× 200kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

市場価格調査

適正な算定に資するため、期日までに市価調査書にご協力お願いします。
市価調査書提出期限：7.2.4（火）1700までにＦＡＸ又はメールにて

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度射撃場電灯使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居射撃場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×20KVA×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 250kWh ＝	円
令和7年5月	× 200kWh ＝	円
令和7年6月	× 250kWh ＝	円
令和7年7月	× 250kWh ＝	円
令和7年8月	× 250kWh ＝	円
令和7年9月	× 250kWh ＝	円
令和7年10月	× 250kWh ＝	円
令和7年11月	× 300kWh ＝	円
令和7年12月	× 200kWh ＝	円
令和8年1月	× 150kWh ＝	円
令和8年2月	× 200kWh ＝	円
令和8年3月	× 200kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

入　札　書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度射撃場動力使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居射撃場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×5kW×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 100kWh ＝	円
令和7年5月	× 50kWh ＝	円
令和7年6月	× 50kWh ＝	円
令和7年7月	× 100kWh ＝	円
令和7年8月	× 150kWh ＝	円
令和7年9月	× 200kWh ＝	円
令和7年10月	× 50kWh ＝	円
令和7年11月	× 100kWh ＝	円
令和7年12月	× 100kWh ＝	円
令和8年1月	× 200kWh ＝	円
令和8年2月	× 200kWh ＝	円
令和8年3月	× 150kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

市場価格調査

適正な算定に資するため、期日までに市価調査書にご協力お願いします。
市価調査書提出期限：7.2.4（火）1700までにＦＡＸ又はメールにて

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長　藤田　亮　殿

件名：令和７年度射撃場動力使用電力　　再生可能エネルギー比率　　％

履行期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日
履行場所：久居射撃場

①＋②
￥　　（消費税を含まない）

内訳は下記のとおり。　　（単位：円）

年　月	基本料金	
令和７年４月～ 令和８年３月	×5kW×12月＝	円 ・・・①

（単位：円）

年　月	電力量料金（円）	
令和7年4月	× 100kWh ＝	円
令和7年5月	× 50kWh ＝	円
令和7年6月	× 50kWh ＝	円
令和7年7月	× 100kWh ＝	円
令和7年8月	× 150kWh ＝	円
令和7年9月	× 200kWh ＝	円
令和7年10月	× 50kWh ＝	円
令和7年11月	× 100kWh ＝	円
令和7年12月	× 100kWh ＝	円
令和8年1月	× 200kWh ＝	円
令和8年2月	× 200kWh ＝	円
令和8年3月	× 150kWh ＝	円
合計		円 ・・・②

※　基本料金の常時電力の力率は100％として算定。
※　燃料費調整費は考慮しない。
※　太陽光発電促進付加金は考慮しない。
※　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号